

亀山市告示第55号

亀山市麻しん及び風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市麻しん及び風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市麻しん及び風しん予防接種費助成金交付要綱（平成18年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
被接種者	上限額	被接種者	上限額
生後36月に至るまでの者であって麻しんの予防接種を受けたもの	<u>9, 350</u> 円	生後36月に至るまでの者であって麻しんの予防接種を受けたもの	<u>9, 933</u> 円
生後36月に至るまでの者であって風しんの予防接種を受けたもの	<u>9, 361</u> 円	生後36月に至るまでの者であって風しんの予防接種を受けたもの	<u>9, 944</u> 円
生後36月に至るまでの者であって混合の予防接種を受けたもの	<u>13, 860</u> 円	生後36月に至るまでの者であって混合の予防接種を受けたもの	<u>14, 458</u> 円
生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって麻しんの予防接種を受けたもの	<u>7, 920</u> 円	生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって麻しんの予防接種を受けたもの	<u>8, 503</u> 円
生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって風しんの予防接種を受けたもの	<u>7, 931</u> 円	生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって風しんの予防接種を受けたもの	<u>8, 514</u> 円
生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間	<u>12, 430</u> 円	生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間	<u>13, 028</u> 円

にある者であって混合の予防 接種を受けたもの		にある者であって混合の予防 接種を受けたもの
---------------------------	--	---------------------------

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。